

# Rマッピと図面を重ねる前に確認すること

① 所有している図面全ての縮尺(寸法)を合わせること

全ての縮尺を統一し、寸法を合わせて重ねられる状態にすること

② 調査地の位置を特定する際は、  
必ず調査地にとって不利側となるように合わせること

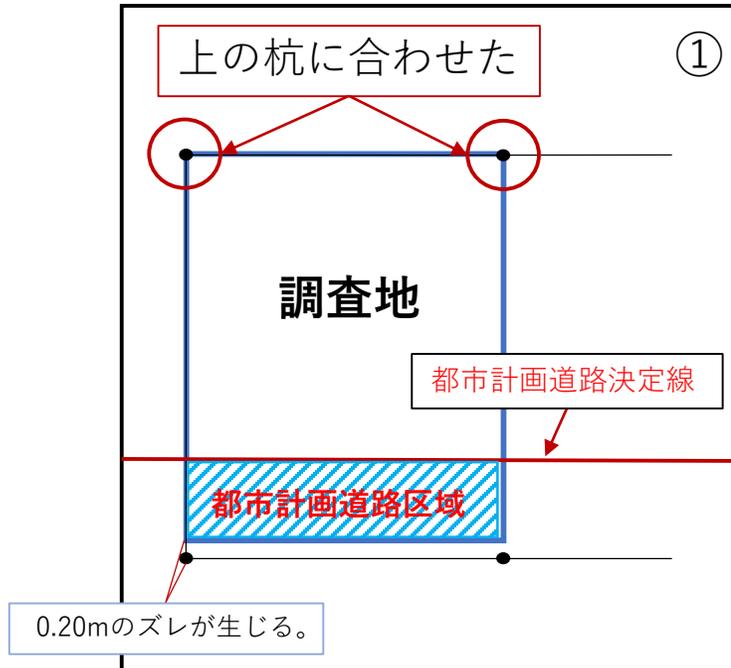
※境界点とは、市が道路境界として定めている杭等の位置を示しているものです。境界調査図で市杭・市鋸・民杭・図上点等様々な種類の標で境界を定めていますが、現地には杭等が存在しない場合があります。

吹き出しの中も重要だから  
ちゃんと読んでね！

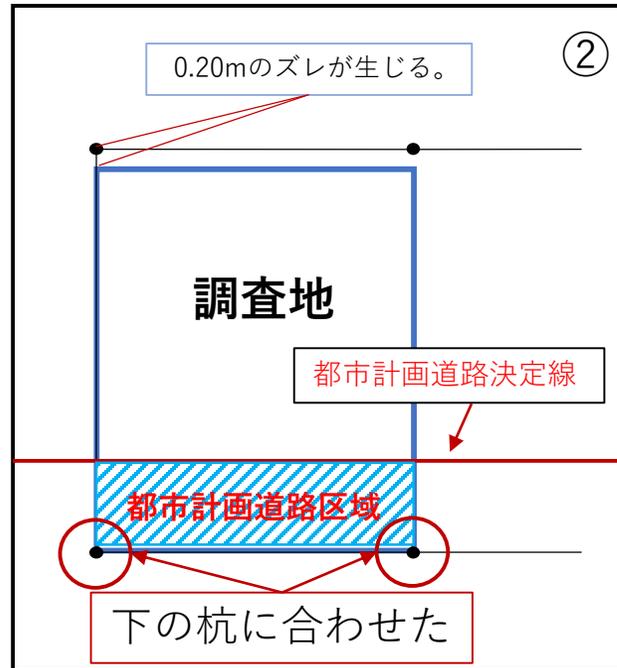


# 不利側についての考え方

調査地の位置を特定する際に、道路境界線と調査地図面の杭・外形が完全に一致しない場合は、**調査地に対して厳しい制限の割合が大きくなるように（不利側）**合わせます。不利側に合わせることで、都市計画道路の抵触や制限超過などの問題が発生するリスクが低くなります。

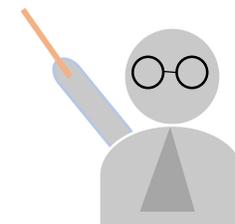


①上の杭で合わせた場合



②下の杭で合わせた場合

左図のように、測量精度の誤差により、測量成果とRマップ（区域線図）の境界点とズレが生じる場合があります。その場合、**調査地に対して厳しい制限の割合が大きくなるように（不利側）**合わせます。左図の場合、都市計画道路が調査地に対して抵触する割合が大きい方が不利側と考えられるため、②の合わせ方をします。



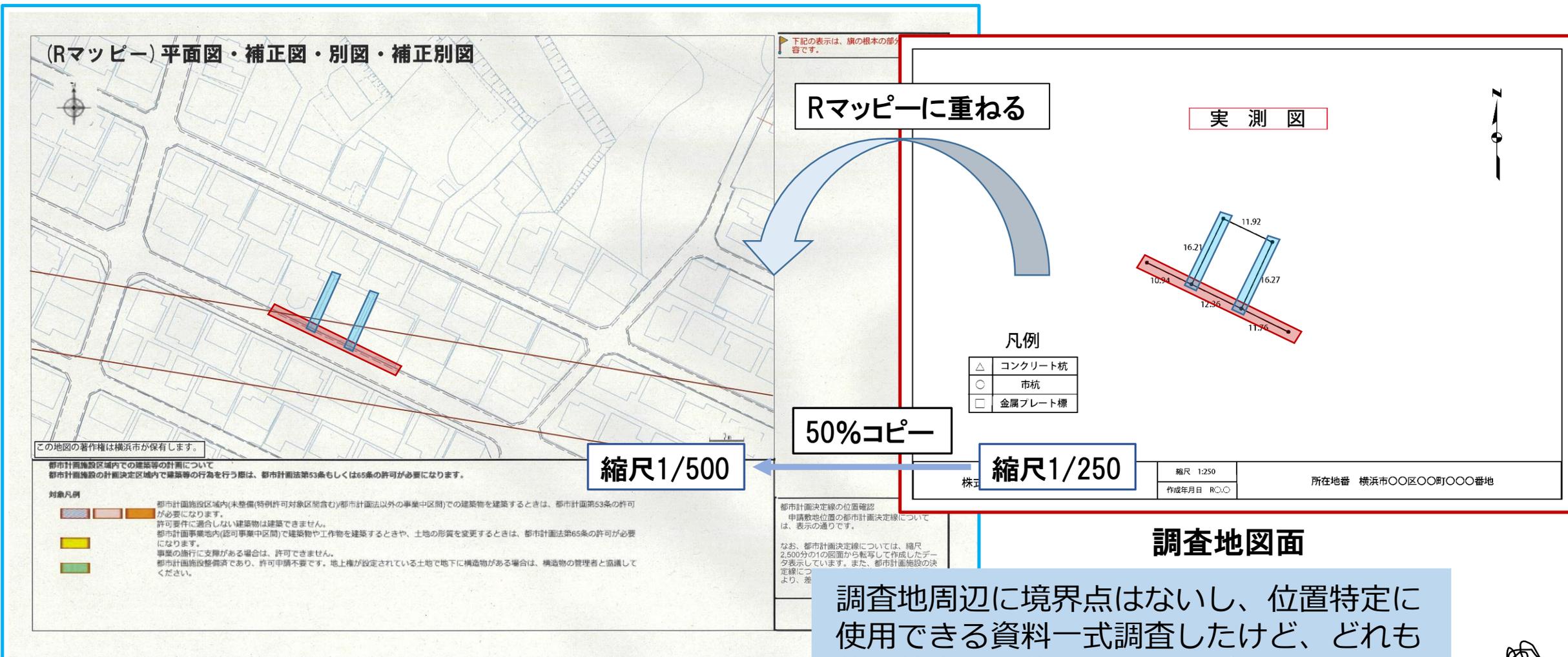
※都市計画道路と同様に用途界と防火界も不利側に考えます。

**用途界**：厳しい用途制限の割合が大きくなる方が不利側です。

**防火界**：厳しい防火制限の割合が大きくなる方が不利側です。（防火地域＞準防火地域＞防火指定なし）

# 調査地周辺に位置特定に使用できる資料がない場合

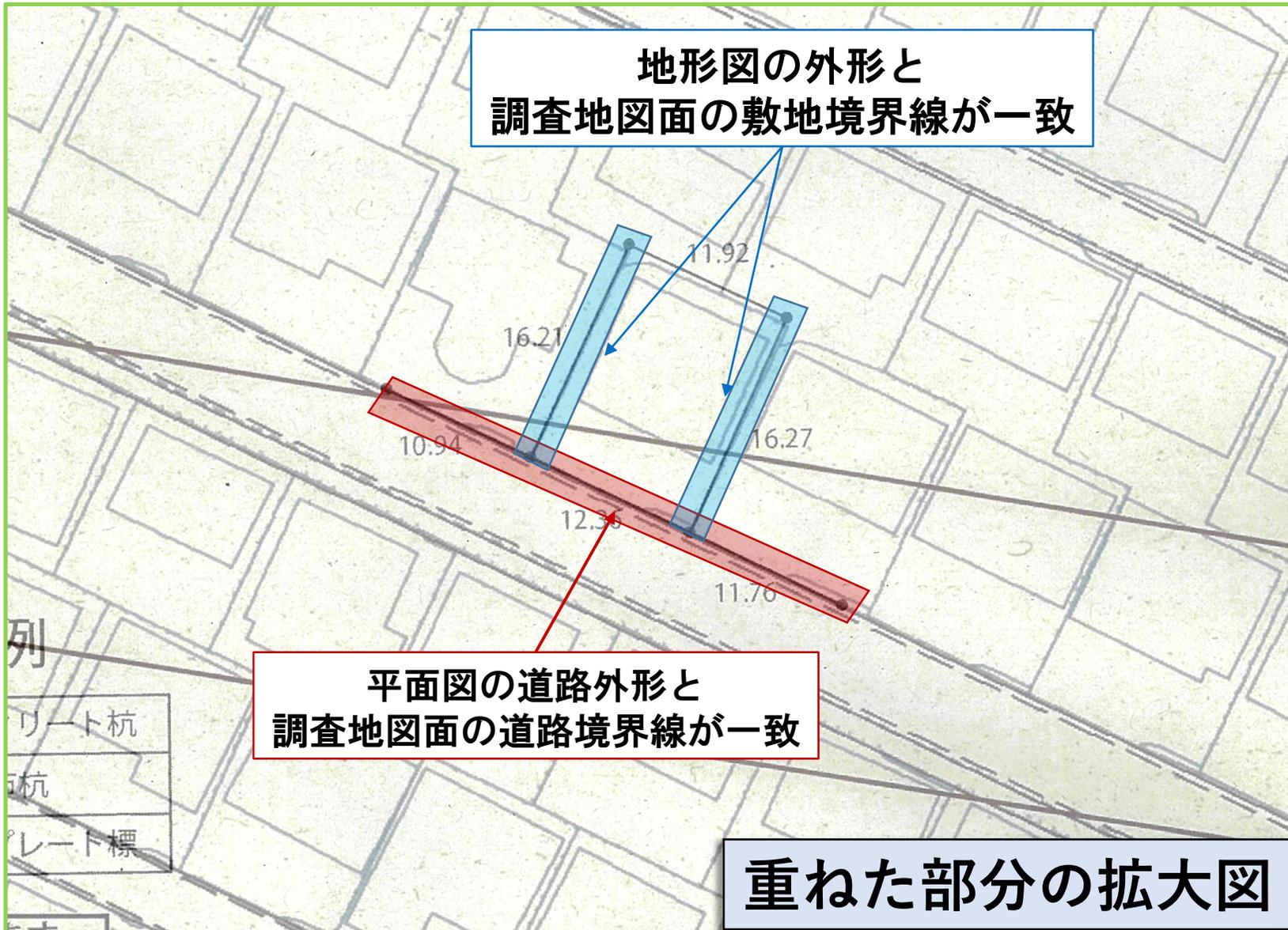
Rマップ（平面図）と調査地図面の縮尺を合わせ、平面図の道路外形と地形図の外形を一致させて重ねる。



Rマップ（道路台帳平面図）

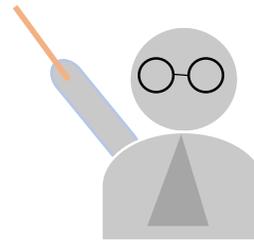
調査地周辺に境界点はないし、位置特定に使用できる資料一式調査したけど、どれも位置特定には使えなさそうだな・・・位置特定はできないのかな？



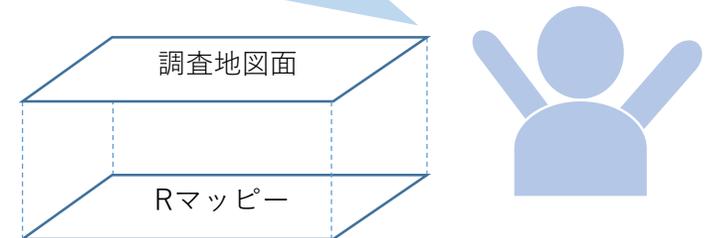


Rマッピ（道路台帳平面図）+ 調査地図面

調査地図面を平面図の道路外形と地形図の外形に合わせることで、位置特定が可能になります。地形図の外形と完全一致しない場合は、調査地にとって不利側に合わせます。



境界点で合わせるより、位置特定精度は低いからこそ、今後精度誤差によるズレが生じても、**不利側に合わせておけば都市計画道路の抵触や制限超過などの問題が発生する確率が低くなるね！**



重ね図イメージ